平成２１年（フ）第１７４号
富山市下冨居１丁目８番15―３―102号　県営住宅
債務者　松里小夜子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７５号
富山市下冨居１丁目８番15―３―102号　県営住宅
債務者　松里美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０２号
富山市八尾町小長谷44番地
債務者　塚田ヤヨヱ
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０５号
富山市上冨居新町７番24号　浅岡政雄方、前住所富山市今泉292番地
債務者　黒田　昭信
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
富山市上冨居新町７番24号　浅岡政雄方、前住所富山市今泉292番地
債務者　黒田由美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
富山市月岡西緑町253番地、前住所富山市東福沢2999番地
債務者　五十嵐美加子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２５号
富山市本郷町123番地10
債務者　有井　高博
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５２号
富山市花木121番地３、前住所富山市吉作486番地100
債務者　塩野　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
千葉県柏市根戸405番地１かやの方２階２号
債務者　汐沢　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４９８号
千葉県松戸市稔台１丁目21番地の１あかぎハイツ410号
債務者　大湊　利之
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５５３号
千葉県松戸市六高台２丁目15番地タウンハウス松戸３棟32号
債務者　高橋　真浪
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６０号
千葉県松戸市六高台９丁目54番地エルハイツワタライＣ―102号
債務者　土屋ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６１１号
千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目６番６号、住民票上の住所千葉県八街市吉倉508番地１　吉倉ハイム205
債務者　佐藤健士郎
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６２０号
千葉県野田市木間ケ瀬742番地93
債務者　**刈**宝**栄**こと　櫻井　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６２２号
千葉県松戸市六実６丁目31番地の２グリーンビレッジ松戸六実202号
債務者　木原砂智子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３０号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番地６棟501号
債務者　會澤麻利央
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３１号
千葉県松戸市根木内11番地の11グーディッシュ北小金704号
債務者　阿部　英貴
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部